

社会福祉法人川崎寿松会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第一種社会福祉事業

（ア） 特別養護老人ホーム寿松苑の設置経営

第二種社会福祉事業

（ア） 老人デイサービス事業（寿松苑デイサービスセンター）

（イ） 老人短期入所事業（寿松苑短期入所生活介護事業）

（ウ） 老人介護支援センター川崎在宅介護支援センターの設置経営

（エ） 老人居宅介護等事業

（オ） 認知症対応型共同生活介護事業（グループホームことぶき）

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人川崎寿松会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岩手県一関市川崎町薄衣字久伝26番地に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の定数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

（1）理事 7名

（2）監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

- 4 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(顧問)

- 第6条 この法人に、顧問若干名を置く。
- 2 顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

(理事会)

- 第7条 この法人の業務の決定は理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き、議決する事ができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

- 第8条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において専任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(理事の選任等)

- 第9条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

(監事の選任等)

第10条 監事は、評議員会において選任する。

- 2 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員の報酬等)

第11条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(監事による監査)

第12条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び一関市長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要あると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(職員)

第14条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第15条 評議員会は15名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員の三分の一以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。

- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の議決について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員 2 名は、評議員会の議決について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第 16 条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、議場計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散 (合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。)
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則としてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(評議員会の権限)

第 17 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第 18 条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学職経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が、3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第19条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第20条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 3,000,000円

(2) 土地

岩手県一関市川崎町薄衣字久伝26番地所在の

特別養護老人ホーム寿松苑敷地 一筆 (9069.7m²)

岩手県一関市川崎町薄衣字久伝74番地1所在の

特別養護老人ホーム寿松苑敷地 一筆 (792.31m²)

岩手県一関市川崎町薄衣字久伝26番地2所在の

特別養護老人ホーム寿松苑敷地 一筆 (921m²)

(3) 建物

岩手県一関市川崎町薄衣字久伝26番地、久伝74番地1所在の
鉄骨・鉄筋コンクリート造かわらぶき平家建

養護所 一棟 (2316.59m²)

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

車 庫 一棟 (45.00m²)

木造瓦葺平家建

機械室 一棟 (5.94m²)

鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

スプリンクラー設備ポンプ室 一棟 (9.72m²)

木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

物 置 一棟 (9.93m²)

木造かわらぶき平家建

養護所 一棟 (334.48m²)

軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

物 置 一棟 (19.89m²)

3 運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は第34条に掲げる公益を目的とする事業の用に供いる財産とする。

5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第21条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、一関市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には一関市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第22条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第23条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第24条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(決算)

第25条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第26条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第26条の2 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののはか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の処置)

第27条 予算をもって定めるもののはか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならぬ。

第5章 解散及び合併

(解散)

第28条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第29条 解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、理事総数の三分の二以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第30条 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、一関市長の認可を受けなければならない。

第6章 定款の変更

(定款の変更)

第31条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、一関市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を一関市長に届け出なければならない。

第7章 公告の方法その他

(公告の方法)

第32条 この法人の公告は、社会福祉法人川崎寿松会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第33条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第8章 公益を目的とする事業

(公益事業)

第34条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として次の事業を行う。

(1) 食の自立支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第35条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 春山 洪禧
理事 佐藤 要一
理事 佐藤 賴兄
理事 三浦 賑子
理事 佐藤 慶子
理事 千葉 莊
理事 土居 清一
監事 海野 山寿
監事 佐々木 峻

附 則

この定款は昭和62年5月19日から施行する。

附 則

この定款は昭和63年3月10日から施行する。

附 則

この定款は平成2年3月29日から施行する。

附 則

この定款は平成3年3月26日から施行する。

附 則

この定款は平成4年5月26日から施行する。

附 則

この定款は平成6年6月29日から施行する。

附 則

この定款は平成8年7月24日から施行する。

附 則

この定款は平成10年3月19日から施行する。

附 則

この定款は平成13年8月21日から施行する。

附 則

この定款は平成16年5月31日から施行する。

附 則

1 この定款は平成16年6月30日から施行する。

2 この定款による変更後の第9条（理事の選任等）及び第10条（監事の選任等）は、この定款の施行日以後の選任から摘要し、施行日において現にその職にある理事及び監事は、その任期中、引き続きその職務を行うものとする。

附 則

この定款は、主たる法人事務所の所在地を所管する地方振興局長の認可のあった日から施行する。（平成17年10月31日）

附 則

この定款は平成18年3月24日から施行する。

附 則

この定款は、主たる法人事務所の所在地を所管する地方振興局長の認可のあった日から施行する。（平成18年3月29日）

附 則

この定款は、主たる法人事務所の所在地を所管する振興局長の認可のあった日から施行する。（平成22年8月19日）

附 則

この定款は、主たる法人事務所の所在地を所管する振興局長の認可のあった日から施行する。（平成24年2月28日）

附 則

この定款は、一関市長の認可のあった日（平成25年6月6日）から施行する。

附 則

この定款は、一関市長の認可のあった日（平成25年10月31日）から施行する。

定款細則

別表1（第2条第1項関係）

理事会要議決・評議員会要審議事項一覧表

議決事項・審議事項	理事会での要議決		評議員会での要審議
	過半数の議決	2/3以上の議決	
予算、決算、基本財産の処分又は担保提供、事業計画及び事業報告		○	○
補正予算		○	○
予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄		○	○
定款の変更		○	○
合併		○	○
解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定		○	○
重要事項で理事会において必要と認める事項		○	○
公益事業に関する事項		○	
収益事業に関する事項		○	
社会福祉事業に係る許認可、寄附金の募集その他の所轄官庁等の許可を受ける事項	○		
定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更	○		
施設長の任免その他重要な人事	○		
金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約	○		
役員報酬に関する事項	○		
その他法人の業務に関する重要事項	○		
理事・監事の選任・解任			○
評議員の選任・解任	○		

定款細則

別表2（第2条第2項関係）

理事会権限のうち理事長が専決すべき日常業務として理事会が定めるもの

	理事長が専決する業務の種類	備 考
1	「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免に関すること	
2	職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること	
3	債権の免除・効力の変更に関すること	当該免除等が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
4	設備資金の借入に係る契約に関すること	予算の範囲内のものに限る
5	建設工事請負、物品購入契約等のうち、 ア日常消費する給食材料、消耗品等の日々購入 イ施設設備の保守管理、物品の修理等 ウ緊急を要する物品の購入等	次の金額以下に限る ①工事又は製造の請負 250万円 ②食料品・物品等の買い入れ 160万円 ③前各号に掲げるもの以外 100万円
6	基本財産以外の固定資産の取得及び改良のための支出並びにこれらの処分	法人運営に重大な影響があるものを除く
7	損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄	法人運営に重大な影響がある固定資産を除く
8	予算上の予備費の支出	
9	入所者・利用者の日常の処遇に関すること	
10	入所者の預り金の日常の管理に関すること	
11	寄附金の受入に関すること	法人運営に重大な影響があるものを除く

別表

理事長の専決事項

定款第7条に規定する理事長が専決する日常の軽易な業務はつきのとおりとする。

- 1 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免。
- 2 職員の日常の労務管理。
- 3 債権の免除、効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別な理由があると認められるものの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 4 施設資金の借入に係る契約であって予算の範囲内であるもの。
- 5 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。
 - ・日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - ・施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ・緊急を要する物品の購入等
- 6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びに、これらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 7 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- 8 予算上の予備費の支出。
- 9 入所者、利用者の処遇に関すること。
- 10 入所者の預り金の日常の管理に関すること。
- 11 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 12 5項6項に係る契約の金額等の範囲は経理規程第58条下表の範囲内とする。

附 則

この決定は平成10年4月1日から適用する。

定 款 細 則

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人川崎寿松会定款（以下「定款」という。）第33条の規定により法人の管理運営及び業務執行について必要な事項を定めることを目的とする。

(業務の決定と職務権限)

第2条 定款第7条の規定による理事会の決定事項及び定款第16条の規定による評議員会の審議事項については、別表1のとおりとする。

2 定款第7条第1項に基づき、理事長が専決できるものとして理事会が定めるものは別表2のとおりとする。

(職務の代理)

第3条 定款第8条第1項の規定による理事長の職務代理者は、任期毎に理事長が指名し、その順序により順次理事長の職務を代理する。

(理事の意思表示)

第4条 理事は、やむを得ない理由により理事会に出席できないときは、定款第7条第6項の規定により意思の表示を行うことができる。

第 2 章 理事会及び評議員会

(理事会及び評議員会の招集)

第5条 理事長は、理事会及び評議員会を招集しようとするときは、開催日の少なくとも1週間前までに、開催の日時、場所及び付議事項を各理事及び監事並びに評議員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(資料の提出)

第6条 理事長は、理事会及び評議員会において議事の審議に必要な資料等を整備作成し、1週間前までにこれを提出するものとする。

(出席の有無)

第7条 理事、監事及び評議員は、会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ理事長に届け出なければならない。

(開会及び閉会)

第8条 理事会、評議員会の開会及び閉会は、理事長が宣言する。

(表決の方法)

第9条 理事会及び評議員会における表決の方法は挙手による。

2 議長は、理事及び評議員に異議がないと認めたときは、これを確認し、表決の手続をとれないで可決したものとして、その旨を宣言することができる。

3 前2項にかかわらず、評議員会において、意見を聴くこととして付議された議案については、表決を行わず、意見表明にとどめることができる。

(議長の議決権)

第10条 理事会における単純多数決（過半数で決定）要件の議案については、議長の議

決権は可否同数のときに行使するものとする。

2 理事会における特別多数決（3分の2以上で決定）要件の議案については、議長は最初から議決権行使するものとする。

3 評議員会における議長の議決権は可否同数のときにのみ行使するものとする。

（欠席理事等への通知）

第11条 理事長は、会議を欠席した理事、監事又は評議員に、審議の概要及び議決を書面で会議終了後2週間以内に通知しなければならない。

（議事録等）

第12条 理事会及び評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

（1）開催年月日及び時間

（2）開催場所

（3）出席者氏名

（4）理事総数（定数）、評議員総数（定数）

（5）定足数に関する規定（定款の引用）

（6）議事録署名人（2名の選出）

（7）議案

（8）議案に関する発言内容

（9）議案に関する票決結果

（10）議長及び議事録署名人の署名又は記名押印、その年月日

2 作成した議事録は、提出議案書及び報告書を添付して、理事長が常に閲覧できるよう保管するものとする。

第3章 監 事

（理事会への出席）

第13条 監事は、原則として理事会及び評議員会に出席し、意見を述べるものとする。

（監事監査）

第14条 監事は、定款第12条に規定する監査のうち、決算監査は事業年度終了後2ヶ月以内に実施するものとする。

2 監事は、前項の監査のほか、必要と認めるときは随時監査することができる。

3 前項に基づき実施した監査の結果について、これを次の理事会及び評議員会に報告しなければならない。

第4章 役員の選任

（任期満了による選任）

第15条 理事長は、役員又は評議員の任期満了前の評議員会又は理事会において、次期役員又は評議員候補者を、その履歴書（賞罰欄のあるもので、実印を押印したもの）を示し、その同意を得るものとする。

2 理事長は、前項の同意を得た場合は、役員又は評議員となるべき者に委嘱状を交付し、その者から就任承諾書（実印を押印したもの）を徴するものとする。

（欠員補充）

第16条 役員・評議員に欠員が生じた場合は、概ね3ヶ月以内に補充選任を行うものとする。

2 前条の規定は、前項の欠員補充の場合に準用する。

第5章 その他

(事業計画及び予算執行の特例)

第17条 特別の事情が生じ、年度開始前に、新しい年度の事業計画及び予算が議決されなかつたときは、これが議決されるまでの間、理事長は前年度に準じて事業及び予算を執行することができる。ただし、このことについては、次の理事会及び評議員会にその状況を報告しなければならない。

附 則

この細則は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年3月24日から施行する。

別表

理事長の専決事項

定款第7条に規定する理事長が専決する日常の軽易な業務はつきのとおりとする。

- 1 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免。
- 2 職員の日常の労務管理。
- 3 債権の免除、効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別な理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 4 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内であるもの。
- 5 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。
 - ・日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々購入
 - ・施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ・緊急を要する物品の購入等
- 6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びに、これらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 7 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- 8 予算上の予備費の支出。
- 9 入所者、利用者の処遇に関すること。
- 10 入所者の預り金の日常の管理に関すること。
- 11 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 12 5項6項に係る契約の金額等の範囲は経理規程第67条下表の範囲内とする。

附 則

この決定は平成10年4月1日から適用する。